

令和 7 年 7 月 8 日

事業者 各位

上天草市長 堀江 隆臣
(公 印 省 略)

質疑回答書

業務名：上天草市立小中学校 ICT 支援員サポート業務

上記案件に係る質問について、回答します。

No.	質問	回答
1	仕様書 3. 委託期間について ・令和 7 年 9 月 1 日 (月) から令和 8 年 3 月 31 日 (火) となっていますが、それ以降の契約はどのようになりますか。 ・現中学校契約が 9 月末までのため 1 か月重複します。重複期間は、現契約回数+新契約回数の合計を訪問するという認識でよろしいでしょうか。	<u>仕様書 3. 委託期間について</u> ・本年度の契約満了後も本委託業務は引き続き業務委託をする予定ですが、業者の選定については、今後検討します。 ・その認識で問題ございません。
	仕様書 6. (2) オ ・法令対応のため (時短勤務) 以下の文言を追加することは可能でしょうか。 *但し、ICT 支援員が法律上又は受託者の規程に基づく時短勤務制度を利用する場合等やむを得ない事由により 8 時間滞在が困難な場合はこの限りではない。	<u>仕様書 6. (2) オ</u> ・仕様書に追加することは不可能です。ただし、受託候補者が決定後、市と協議の上、調整することは可能です。
	プロポーザル実施要領 15 - (4) 契約期間中に作成した著作権のみが対象で、弊社が所有している著作物を利用した場合は含まれない認識でよろしいでしょうか。	<u>プロポーザル実施要領 15 - (4)</u> ・本実施要領に記載する著作権とは、企画提案に係る著作権を指します。 なお、御質問の「契約期間中に作成した著作物」の取扱いについては、受託候

また、想定されている著作物の範囲についてご教示いただきたいです。(授業提案の為の資料なども含まれるか) 御市に帰属するとなった著作物について、許諾をいただくところで受託者が利用することが認められるかもご教示ください。 仕様書 7.(2) ヘルプデスクの業務範囲は、支援員が不在時の機器・ソフト全般のサポートをするのであっていますでしょうか。 その他 引継ぎについて記載がないのですが、引継ぎに際し発生した費用は受託者が負うという認識でよろしいでしょうか。	補者が決定後、市と協議の上、調整することとなります。 <u>仕様書 7.(2)</u> ・その認識で問題ございません。 <u>その他</u> ・その認識で問題ございません。
---	---

※ 質問欄については、質問書の原文をそのまま掲載しています。